

農業生産工程管理推進事業交付金実施要領

制 定 平成 30 年 4 月 1 日 29 生産第 2352 号
最終改正 平成 30 年 4 月 19 日 30 生産第 276 号

第 1 趣旨

農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 生産第 2347 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める農業生産工程管理推進事業交付金（以下「本交付金」という。）の実施の取扱いについては、要綱によるほか、本通知に定めるところによるものとする。

第 2 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

要綱別表 1 の目標値の欄における目標値設定に当たっての根拠及び留意事項は、別表 1 のとおりとする。

第 3 事業メニューの実施に当たってのガイドライン

1 要綱第 3 の 2 の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるガイドラインは、別添 1 のとおりとする。

2 事業実施主体は、次のア及びイに掲げる事項を実施する場合には、別添 1 によるほか、それぞれ以下の点に留意するものとする。

ア 検討会等の開催

検討会等の開催に伴う経費には、旅費、謝金及び資料作成費等を含むものとするが、検討会等の開催上真に必要なものに限る。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回ってはならない。

第 4 交付額の算定

要綱第 7 の 1 の生産局長が別に定める交付金の額の算定の方法は、別添 2 に定めるところによるものとする。

第 5 推進指導等

1 事後評価結果等に基づく指導

(1) 地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県知事に対し、交付金で実施する内容が、本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うとともに、成果目標の着実な達成に向けて、必要に応じ事業の進捗状況に関する報告を求めることができるものとする。

また、事業実施後、目標値の達成度、事業の実施方法等に加え、それぞれの都道府県等の事情や政策課題を踏まえつつ、交付金で実施した内容について評価を実施し、これに基づき、都道府県に対し、今後の対応、事業の実施に当たっての留意事

項等について指導を行うものとする。

地方農政局長は、これらの指導を行うに当たって、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

- (2) 地方農政局長は、やむを得ない事情により目標値の達成が困難になったと認める場合を除き、要綱第8の5により、都道府県知事に対し、事後評価が低くなった要因の説明を求めるとともに改善の指導・助言を行うものとする。

なお、やむを得ない事情とは、自然災害、経済的事情の著しい変化等の要因により、正常な事業の遂行が困難となる事情であって、地方農政局長が妥当であると認めるものをいう。

2 交付金の減額等

国は、要綱第6の1の(1)により目標を削除する場合や、要綱第6の1の(2)により目標値を引き下げの場合において、交付金の一部に不用額を生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

3 不正行為の防止等

- (1) 都道府県知事は、要綱別表1の事業メニュー及びその内容の欄に定める支援対象者が、本交付金の実施に関して不正な行為をした場合又は疑いがある場合においては、支援対象者に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)に該当する支援対象者が本交付金の事業実施を要望する場合において、支援対象者から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、支援対象者において講じられた再発防止のための是正措置等の報告を踏まえて、本交付金の適正な執行を確保する上で不適切であると判断するときは、当該要望を受け付けないものとする。

第6 その他

要綱第8に定める成果報告書については、都道府県知事から地方農政局長にはそれぞれ2部ずつを、地方農政局長から生産局長には1部を提出するものとする。

別表1 目標値設定に当たっての根拠及び留意事項

目的	目標値	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項
1 指導体制の構築	G A P 指導員の新規育成数	<p><根拠となるデータ等> 当該都道府県が定めるG A Pの指導体制に、当該事業年度中に新たに位置づけることが見込まれるG A P指導員のリストを提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> ア G A P指導員の育成対象者は、普及指導員等の都道府県職員その他、営農指導員等の農業協同組合職員、農業教育機関の教員、市町村職員、農業者等を含むものとする。</p> <p>イ G A P指導員には、G A P認証審査員（審査員としての知識と技能を有する者を含む）及び内部監査員並びに内部検査員を含めることができるものとする。</p>
2 G A P 認証の取得拡大	G A P 認証の新規取得経営体数	<p><根拠となるデータ等> 事業実施年度中に、本事業を活用し、新規にG A P認証を取得することが見込まれる農業経営体数について、都道府県がリストにまとめ、提出するものとする。</p> <p><目標値設定に当たっての留意事項> ア 農産物に係る認証を対象とし、畜産物に係る認証は除外する。</p> <p>イ 事業実施年度中にG A P認証の審査を受審している又は審査の受審に係る契約を締結しており、速やかに認証を取得する事が見込まれる者を、新規取得経営体数に含めることができるものとする。</p>

別添1

事業メニューの実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、目標値の達成のために、本交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

1 指導体制の構築

(1) G A P 指導員及びG A P 認証審査員の育成に係る取組

ア 事業の目的

(ア) G A P 指導員の育成

都道府県において、農業者による国際水準G A Pの実施及び認証取得の拡大を推進するため、国際水準G A Pの実施に係る指導等ができる者（以下「G A P 指導員」という。）を育成する。なお、G A P 指導員には、農業者団体等における内部監査又は内部検査を行える者を含むものとする。

(イ) G A P 認証審査員の育成

地方においてG A P 認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP 及び JGAP に限る。以下同じ。）の個別認証又は団体認証に係る審査を行うことのできる審査員（以下「G A P 認証審査員」という。）を増員するため、審査員に必要な知識と技能を有する者を育成する。

イ 事業内容

G A P 指導員やG A P 認証審査員の育成・充実に必要な研修会の開催、研修への派遣等の取組を行う。

ウ 事業の対象者の要件

本事業において、研修費用等の支援を行う対象者は次の（ア）及び（イ）に掲げる者とする。

(ア) G A P 指導員の育成に係る取組

次の①～⑥に掲げる者のうち、国際水準G A Pの実施に関する指導に従事することが確実に見込まれる者として、都道府県のG A P 指導体制計画に位置付けられる者とする。

なお、本事業を活用して育成されたG A P 指導員については、事業実施年度から3年間は指導活動において、その対価を農業者から受領しないことを要件とする。

また、団体でG A Pに取り組む農業者等に対して、内部監査又は内部検査を行う者を対象に含めることができるものとする。

① 普及指導員等の都道府県職員

② 営農指導員等の農業協同組合職員

- ③ 農業教育機関（農業大学校、農業高校等）の教員
- ④ 市町村職員
- ⑤ 農業者の中で指導的立場の者
- ⑥ その他、都道府県が指導体制に位置付けることが適当であると考える者

(イ) G A P 認証審査員の育成に係る取組の対象

次の①～⑥に掲げる者のうち、本事業の完了後1年以内にG A P 認証の審査を行う団体、法人等との間で契約を結ぶ等して、G A P 認証の審査活動に従事する意欲がある者とする。ただし、既に審査団体、法人等の審査員として活動している者を除く。

- ① 普及指導員等の都道府県職員
- ② 営農指導員等の農業協同組合職員
- ③ 農業教育機関の教員
- ④ 市町村職員
- ⑤ 農業者の中で指導的立場の者
- ⑥ その他、都道府県が審査員育成の対象として支援することが適当であると考える者

エ 留意事項

各事業メニューの支援内容は、次を参考として策定するものとする。

(ア) G A P 指導員の育成に係る取組

取組事項	対象経費〔内容例示〕	備考
1 G A P 指導員育成研修の開催又は受講	1 講師謝金 研修会等の講師謝金等	G A P 指導員育成研修とは、国際水準G A P の実施及び認証取得に関する指導ができる者の育成に資する研修をいう。
2 G A P 指導員育成研修への派遣	2 職員旅費 都道府県職員の研修受講に係る旅費等	
3 その他G A P の指導員の育成に高い効果が期待される取組	3 委員等旅費 研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修受講に係る旅費等	
	4 研修受講費 研修の受講料、テキスト購入料等	
	5 印刷製本費 研修会等の資料等	
	6 通信運搬費	
	7 会場借料	

	研修会等の会場借料等 8 消耗品費 研修会等の開催に必要な消耗品等	
--	---	--

(イ) G A P 認証審査員の育成に係る取組

取組事項	対象経費〔内容例示〕	備考
1 審査員育成 説明会の開催	1 講師謝金 研修会等の講師謝金等	審査員育成研修会とは、G A P の認証に係る審査を行うことのできる能力を有する者の育成に資する研修をいう。
2 審査員育成 研修会の開催	2 職員旅費 都道府県職員の研修受講に係る旅費等	
3 審査員育成 研修への派遣	3 委員等旅費 研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修受講に係る旅費等	
4 その他 G A P 認証に係る 審査員の育成 に高い効果が 期待される取 組	4 研修受講費 研修の受講料、テキスト購入料等	
	5 印刷製本費 研修会等の資料作成費等	
	6 通信運搬費	
	7 会場借料 研修会等の会場借料等	
	8 消耗品費 研修会等の開催に必要な消耗品等	

(2) G A P 指導活動の推進に係る取組

ア 事業の目的

都道府県において、G A P 指導員による指導活動を推進し、いつでも認証取得が可能な水準となるよう農業者の G A P 実践のレベルアップを図るものとする。

イ 事業の内容

G A P 指導員等が、農業者等に対して行う指導活動を支援する。

ウ 事業の対象者の要件

本事業において、活動費用等の支援を行う対象は、次の①～⑥に掲げる者のうち、都道府県の G A P 指導体制計画に位置付けられる者とする。③及び⑤に掲げる者にあつては、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は補助の対象外とする。

- ① 普及指導員等の都道府県職員
- ② 営農指導員等の農業協同組合職員
- ③ 農業教育機関の教員
- ④ 市町村職員
- ⑤ 農業者の中で指導的立場の者
- ⑥ その他、都道府県が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

エ 留意事項

事業メニューの支援内容は、次表を参考に策定するものとする。

取組事項	対象経費〔内容例示〕	備考
1 指導員による指導活動 2 指導体制検討会の開催 3 指導情報端末の導入 4 その他農業者のGAPの実施に関する指導に高い効果が期待される取組	1 講師謝金 研修会等の講師謝金等 2 職員旅費 都道府県職員の農業者指導に係る旅費等 3 委員等旅費 関係機関・団体職員等の検討会の出席や農業者指導に係る旅費等 4 印刷製本費 農業者指導に係る資料作成費等 5 通信運搬費 6 会場借料 農業者指導に必要な会場借料等 7 消耗品費 農業者指導に必要な消耗品等 8 指導用機材整備費 指導に必要なICT端末のリース料、システム利用料、通信料、初期設定費用等（ただし、端末の購入費用を除く）、指導参考図書購入費等	<ul style="list-style-type: none"> ・指導活動の対象となる農業者は、GAP指導体制整備計画に位置付けられた重点指導対象農業者等を主たる対象とすることが望ましい。 ・指導体制検討会とは、都道府県の指導方針等を検討するための会議をいう。

2 地域のモデルとなる農業者等の認証取得の支援に係る取組

(1) 事業の目的

GAP認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等（当該農業者等のGAP認証の取得及び取得に向けた取組により、当該都道府県内の農業者等のGAPの取組拡大を誘発することが期待できると考える農業者等をいう。以下「支援対象者」という。）を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用の支援（都道府県が（2）に掲げる事業内容を自ら行う場合に要する経費の支出を含む。以下同じ。）を行う。

(2) 事業内容

支援対象者が新規にGAP認証を取得するのに当たって必要となる、次に掲げる取組に要する費用を支援する。ただし、アの取組は必須とする。

なお、支援対象者のうち、農業の専門学科を有する教育機関（高等学校、大学その他学校法人、農業者研修教育施設等。以下同じ。）にあつては、アに掲げる取組に要する経費のみを支援するものとする。

ア 認証審査

GAP認証の取得に必要な審査の受審の取組。

なお、やむを得ない事情により事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合（困難な理由を支援対象者の責めに帰することができない場合に限る。）にあつては、審査会社との契約の締結をもって、本取組を完了したものとみなすことができるものとする。

また、農業の専門学科を有する教育機関にあつては、地域への波及の観点から、当該審査の受審を公開しなければならない。

イ 認証取得に係る環境整備

GAP認証取得に必要な次の①から③に掲げる取組。

① 残留農薬等の分析

② ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム（以下「ICTシステム」という。）の導入。ただし、システム利用料に限る。

③ 設備改修資材の導入の取組。ただし、農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。また、取得単価が50万円未満のものに限るものとする。

ウ 研修指導の受講

GAP認証の取得に必要な研修指導の受講の取組。ただし、支援対象者が研修指導を受講するのに要する旅費は支援の対象外とする。

(3) 補助額の上限額

都道府県から支援対象者に対する支援の上限額を別紙のとおり定める。

(4) 支援対象者の要件

次の①から⑦に掲げる者に該当し、かつ都道府県のGAP推進方針に合致する者であること。また、事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること（ただし、農業の専門学科を有する教育機関を除く。）。

① 農業者

② 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

③ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

④ 農業協同組合

⑤ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

⑥ 農業の専門学科を有する教育機関（授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている機関又は位置付けることとしている機関に限る。）

⑦ その他都道府県が支援の対象とすることが適当と認める者

（5） 留意事項

支援対象者の支援に当たっては、次のことに留意する。

ア 支援対象となるGAP認証は、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAPとする。

イ アに掲げるGAP認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合は、支援の対象とする。

また、農業者等の団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得する場合には、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とすることができるものとする。

ウ 2（2）のア及びウの取組の実施にあたっては、支援対象者は少なくとも1者以上から見積書を取得するものとする。

エ 各事業メニューの支援内容は、次を参考として策定するものとする。

取組事項	対象経費	備考
1 認証審査 2 認証取得に係る環境整備 3 研修指導の受講	<p>(都道府県の取組)</p> <p>支援対象者の認証取得支援事務を行うに当たって必要な以下の経費</p> <p>・委員謝金 ・職員旅費 ・委員等旅費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・会場借料 ・消耗品費等</p> <p>(支援対象者の取組)</p> <p>・認証取得費 (審査費用、審査員旅費、設備改修資材導入費、分析費(残留農薬、水質、土壌等)、ICTサービス利用料、研修指導費用、講師旅費等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認証審査、研修指導の受講にあっては、原則として、都道府県の指導体制に位置付けられた者が立ち会うこと。 ・認証取得に係る環境整備については、GAP認証取得に必要なものに限る。

オ 支援対象者の選定に当たっては、当該都道府県内の農業者等のGAPの取組拡大を喚起する観点から、次に掲げる例のように選考方法を工夫することが望ましい。

(例) 選定に当たっての優先順位付けを行う。

ポイント項目	考え方
団体認証	農業者による認証取得コスト削減には、団体認証が有効であり、団体の規模が拡大すればするほど、1経営体当たりの費用負担の削減効果が大きくなることを優先する。
農業教育機関	農業教育機関で認証を取得することによって、当該地域の農業者等に対するGAPの実施、認証取得の喚起につながることを期待されることを優先する。
実需者からの取引要件への対応	GAP認証が、取引先からの要請等に基づいて取得するものであることを優先する。
認証の種類	輸出などの販路拡大を視野に、GLOBALG. A. P. が既にGFSI承認を得ていること、ASIAGAP Ver. 2 が日本発GAP認証スキームとしてGFSI承認申請を行っていることなどを考慮して優先順位付けを行う。
認証の新規取得	既に他のGAP認証又は他のカテゴリーのGAP認証を既に取得している農業者等よりも、新規にGAP認証を取得する者を優先する。

カ 事業実施主体は、支援対象者が(4)の①から③に掲げる者の場合にあつては、経営の安定を図るため、農業共済組合等と連携し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

G A P 認証取得に係る支援額の上限設定について

都道府県等が、支援対象者のG A P 認証取得の取組に対して支援を行う際には、下記の上限額の範囲内で行うものとする。

ただし、本交付金による支援と重複しない範囲で、支援対象者のG A P 認証取得の取組を、国の助成以外の都道府県予算等により支援することを妨げないものとする。

記

1 上限の設定の考え方

予算の範囲内で最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格を踏まえた上限額を設定する。ただし、農業の専門学科を有する教育機関については、上限額を設定しないものとする。

2 上限

(1) 個別に認証を取得する場合

ア 認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	295 千円
ASIAGAP	150 千円
JGAP	130 千円

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むものとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審1日に要する旅費に限り、原則として実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことのできない事由により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあっては、都道府県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内において支援することも可とする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導1日に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

(2) 団体に認証を取得する場合

ア 支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	295 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
ASIAGAP	150 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
JGAP	130 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むことができることとする。

(注3) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審に要する旅費について、原則として実費の1/2の範囲内で支援することとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事情により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあっては、都道府県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内において支援することも可とする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導（団体の構成員数の平方根 + 2）日分に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

別添 2

都道府県に交付する交付金の額の算定の方法について

1 都道府県に交付する交付金の額は、次により求める額とする。

$$\text{交付額} = A \times (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

① 指導員育成研修の受講に係る配分（ウェイト 20%）

$$\text{①} = 0.2 \times B / \Sigma B$$

② 指導活動に係る配分（ウェイト 20%）

$$\text{②} = 0.2 \times (C + 0.5D) / \Sigma (C + 0.5D)$$

③ 認証取得支援に係る配分（ウェイト 60%）

$$\text{③} = 0.6 \times E / \Sigma E$$

A：当該年度の予算の総額

B：当該都道府県における指導員育成研修受講者数（目標値）

ΣB ：交付金の交付を受ける全ての都道府県の B の総和

C：当該都道府県における G A P 指導員数（現状値）

D：当該都道府県における G A P 指導員の新規育成数（目標値）

$C + 0.5D$ ：当該都道府県における G A P 指導員の指導活動の見込み量

（0.5 は新規に育成する G A P 指導員（D）の活動量が、既存の G A P 指導員（C）の活動量の約半分程度と見込んで設定した係数）

$\Sigma (C + 0.5D)$ ：交付金の交付を受ける全ての都道府県の $C + 0.5D$ の総和

E：当該都道府県における認証取得経営体数（目標値）

ΣE ：交付金の交付を受ける全ての都道府県の E の総和

2 生産局長は、交付金の配分に当たり、当該都道府県の前年度の成果目標の達成率、達成効率、交付金の執行率等に鑑み、上記 1 に定める数値について係数等を設定できるものとする。